

<b>第154回法律問題研究部会</b>	
開催：	平成28年6月25日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数：	担当理事1名、正部員15名、賛助部員1名、正会員企業オブザーバー1名、合計18名
出席者リスト：	<b>担当理事</b>
	森 治彦 株式会社ダイナム
	<b>リーダー</b>
	荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社
	<b>サブリーダー</b>
	八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事
	<b>正部員</b>
	生島 靖也 株式会社ダイナム
	渡邊 翔 株式会社ダイナム
	影山 健二 株式会社ニラク
	倉沢 隆志 株式会社ニラク
	佐久間 仁 株式会社ニラク
	斎藤 明 夢コーポレーション株式会社
	吉田 一雄 株式会社TRY&TRUST
	若林 昇 株式会社キョウサン
	森川 彰人 千里丘観光開発株式会社
	武内 好努 株式会社バンドラ（アメニティーズ）
	岩本 涉 株式会社アメニティーズ
	志方 崇 株式会社チアエンタープライズ
	西里 実 株式会社三永
	<b>賛助部員</b>
	國澤 良平 株式会社大商
	<b>正会員オブザーバー</b>
前野 匡志 株式会社バンドラ（アメニティーズ）	
討議事項：	1) 「遊技釘」の変更により性能が異なる可能性のある型式遊技機
	この件に関して、森治彦担当理事より下記のように説明がされた。
	第1次、第2次リスト掲載機種は全日遊連から8月中旬に撤去するという
	通知が出た。第3次リストは12月末までに撤去と説明されている。
	入れ替えが12月に一気に発生するとすると、台数不足や4月から始まった新制度の
	設置確認にかかる手間、メーカーの対応可能な台数の限度などがあり、
	ホールの思い通りには入れ替えられない可能性が高いので注意されたい。
	また、第3次リスト機種の12月末まで撤去以外に、行政から21世紀会へ
	声明文を出すように求められている。その文中に撤去期限について8月末、
	12月末、ともに「めどに」と記載があるが、これは確実な「まで」にするよう
	検討すべきと考えている。
	<u>第1次リスト、第2次リストの機種を撤去回収終了した企業</u>
	2社
	<u>第1次リスト、第2次リストの機種が残っている企業（何がどの位、今後の予定）</u>
	正会員企業A 沖海3が220台程 8月末までに撤去予定
正会員企業B 決まっていない	
正会員企業C 未確認	
正会員企業D 沖繩3を7月中旬に撤去予定	
正会員企業E 10台以下 7月の第1～2週で撤去予定	
正会員企業F 50台程度で8月中旬を予定	
正会員企業F 後2台でまもなく外れる	

討議事項：	2) 新基準に該当しない高射幸性遊技機設置状況の推移について
	昨年9月に決定した「新基準に該当しない台の設置比率を50%以下にする」というルールは、平成28年5月1日の段階で46.23%とクリアしている旨が報告された。また、現在の遊技機を巡る問題点を下のようにまとめた。
	1. パチンコの「遊技釘」の変更により性能が異なる可能性のある型式遊技機
	・風営法にかかる内容なので自主規制ではなく法的な強制力がある。
	・メーカーにとっては検定取り消しの可能性がある。
	2. 新基準に該当しない高射幸性遊技機
	・全日遊連から昨年より、2年間かけて設置率を減らしていくと決定された。
	・メーカー団体による自主規制。
	・スロットはすでに5月にクリアしている。
	・6団体協議による自主規制。
	また、スロット5.9号機について、ノーマルタイプとARTタイプの2種類になる事、役物比率モニターが付き、累計と6千ゲームの比率、累計比率が表示される事、有効期間が1500ゲームまでで打ち止めとなる事などが説明された。なお、
	5. 5号機は、来年2017年9月30日までが新規設置可能となる。
	3) 一般社団法人遊技産業健全化推進機構 遊技機性能調査結果 2016年6月3日
	他入賞口への入賞率が上がっているのは、機構が4月以降に出た遊技台のみを調べている為であり、ほとんどの台で入賞するようになってきたので、今後は不通過などの不具合があれば、通報される可能性があると説明された。
	また、前回の理事会に於いて、現状、PCSAが置かれている状況に対して、PCSA自らが積極的に何かしていく事で構造的な変化を促し、その為にも今後はメーカー団体と接点を持ち、連絡を密にしていける必要があると意見が出た事が報告された。一方、5月PCSA勉強会でメーカー2社が講演し好評を得たことからその流れを継続したいと意見が述べられた。
	4) 全日遊連の子どもの事故防止に係る取組について
	車内放置に実際に遭遇した際の対応方法について、各社の手順やその背景となる見解について情報が共有された。また、子どもではなくペットが放置されていた場合や車内放置常習遊技客への対応等の事例も検討した。
	5) 法律問題研究部会 質問コーナー 2016. 6. 25
	Q: 算定書または算定値についてメーカーまたは機種ごとの情報を交換した。
	6) 夏季の省エネルギー対策への協力依頼について
	東北大震災直後とは異なり、数値目標が設定されておらず省エネを推進すべきという内容を確認した。
	7) 改正風営法施行について
	前回の部会で報告された北海道での条例変更に関して、他都府県の事例を調査したが変更がなかった旨報告された。また、書類の記載が7号から4号に変わる為、許可証の書き換えを一部地域で求められた事例が報告された。

討議事項：	8) 預かり書について
	当日のみ有効とした玉交換のメモを翌日以降に交換し、所轄から指示処分を
	受けた事例が報告され、風適法的な解釈が質問された。それに対して、
	あくまでも「ジェットカウンターからカウンターまでの距離で使うメモ」として
	扱うべきという説明と、メモが金券として売買されることが危惧されていると
	説明がされた。なお、当日どうしても交換できない事情があった場合は、
	災害時対応と同じく「いつ何番台で遊技したか」という情報を元に
	ホールのデータとつきあわせて対応すべきだが、あくまでも例外的だとも
	注意を促された。
	7) 第3次リスト掲載遊技台への対応について
	遊技機の部品交換を勧めている最中に、その機種が第3次リストに掲載されている
	事が判明した場合の各社対応について質問された。変更承認申請を
	取り下げるホール、または所轄から取り下げて欲しい旨を要請されたホールなどが
	事例を説明した。
次回開催	
平成28年7月30日（土）	
午後1時～4時	
PCSA会議室にて	